2 4 川 監 公 第 1 0 号 平成 2 4 年 1 2 月 1 0 日

監査の結果について (公表)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項及び第7項の規定により監査を行いましたので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり公表します。

川崎市監査委員 松 川 欣 起

同 奥宮京子

同 東 正 則

同 石川建二

監査の種別 定期監査

監査の対象 市民・こども局

区役所 (こども支援室)

監査の範囲 平成23年度及び24年度の財務に関する事務の執行(必要に 応じて他の年度も対象とする。)

監査の期間 平成24年9月3日から

平成24年11月22日まで

監査の結果

今回の監査は、収入、支出、契約、財産管理に関する事務等が適正かつ効率的に執行されているかについて、関係書類の審査及び現地調査を行った。

その結果、おおむね適正に執行されているものと認められたが、次のとおり改善措置を要する事項があった。

1 繰越調定事務を適正に行うべきもの

川崎市金銭会計規則(昭和39年規則第31号)第47条によると、歳入 徴収者は、出納閉鎖期日現在等において収入未済のものについて収入科目、 金額及び収入未済の事由を調査し、翌年度への繰越調定をしなければならな いとされている。

保育所運営費負担金の繰越調定事務についてみたところ、総合財務会計システム上の繰越調定額と福祉総合情報システム上の繰越額が一致していない事例があったので、債権情報を適確に把握し、繰越調定事務を適正に行われたい。

なお、同一の債権について複数のシステムで管理を行っている場合、システム間で債権情報の不一致が生じる事例がこれまでの監査においても見られていることから、定期的に両システムの債権情報を照合するなど確認作業に

も留意した債権管理事務を行われたい。

(市民・こども局こども本部保育事業推進部保育課)

2 特別利用料及び使用料を適切に収納すべきもの

川崎市市民ミュージアム条例(昭和62年条例第45号)第7条第3項及び川崎市岡本太郎美術館条例(平成11年条例第25号)第6条第3項によると、考古、歴史等の資料又は美術作品等について熟覧、模写等をするために支払う利用料(以下「特別利用料」という。)は原則として許可と同時に納付することとされている。また、川崎市市民ミュージアム条例第9条第2項によると、映像ホール、研修室等の施設を利用するために支払う使用料(以下「使用料」という。)は原則として前納とされている。

市民ミュージアム及び岡本太郎美術館における特別利用料の収納事務についてみたところ、市民ミュージアムにあっては許可時、岡本太郎美術館にあっては許可後に納入通知書を交付していたため、そのほとんどが許可後に納付されていた。また、市民ミュージアムにおける使用料の収納事務についてみたところ、その約半数が利用後に納付されていた。

特別利用料及び使用料について、適切に収納されたい。

(市民・こども局市民ミュージアム、市民文化室岡本太郎美術館)

3 延滞金の徴収を適正に行うべきもの

延滞金の徴収については、川崎市税外収入金の督促及び滞納処分に関する 条例(昭和32年条例第3号)第3条により、市税の例によるとされている。

保育所運営費負担金の収納状況についてみたところ、納付遅延に伴い延滞 金が発生しているものについて、福祉総合情報システムが延滞金徴収に係る 事務に対応していないことなどから、その延滞金の徴収を行っていなかった。 納期限内における適正な納付及び納期限内に納付した者との公平性を確保 する観点から、福祉総合情報システムの改修を行うなど条例に基づき延滞金 の徴収を適正に行われたい。

(市民・こども局こども本部保育事業推進部保育課)

4 滞納債権の管理を適正に行うべきもの

滞納債権の管理状況についてみたところ、次のような事例があったので必要な手続を適正に行うとともに、個々の滞納者の状況に応じた適切な管理に努められたい。

(1) 督促手続を適正に行うべきもの

川崎市税外収入金の督促及び滞納処分に関する条例第1条により、市税 外収入金について納期限内に納めない者があるときは、納期限後20日以 内に期限を指定して督促しなければならないとされているところ、児童手 当返還金、子ども手当返還金及び児童扶養手当返還金について督促を年 1回まとめて行っていた事例

(市民・こども局こども本部こども支援部こども家庭課)

(2) 未収金の債権管理事務を適正に行うべきもの

中部地域療育センターの保護者給食費負担金等の未収金について、指定 管理者制度の導入に伴い南部地域療育センターが引き継ぐこととされたが、 平成23年度以降、催告等の債権回収の取組が行われていなかった事例 (市民・こども局こども本部こども家庭センター南部地域療育センター)

(3) 不納欠損処分を適正に行うべきもの

児童扶養手当返還金について債務の一部弁済による承認が行われたことにより時効が中断しているが、時効が完成したものとして不納欠損処分を行っていた事例

5 予算執行伺、契約等の手続を適正に行うべきもの

川崎市予算及び決算規則(平成7年規則第10号)第23条によると、歳 出予算を執行するときは、あらかじめ予算執行伺を作成し、決裁を受けなけ ればならないとされている。しかしながら、予算執行伺、契約等の手続を行 わないまま物品の納入や委託業務等を履行させ、後日、予算執行伺等の日付 を遡って処理していた事例があった。予算執行伺、契約等の手続を適正に行 われたい。

(市民・こども局市民生活部地域安全推進課、市民文化室岡本太郎美術館、市民・こども局こども本部保育事業推進部保育課、保育所整備推進担当、こども支援部こども福祉課、こども家庭センター南部地域療育センター、同北部地域療育センター、中原、多摩区役所こども支援室)

また、相当長期間(6か月以上)にわたり遡っていたものについては、特に適正な事務手続を行うよう徹底されたい。

(市民・こども局こども本部子育て施策部子育て支援課、こども支援部こど も家庭課、こども家庭センター総合支援課、同管理保護課、川崎、幸区役所 こども支援室)

6 物品購入等の契約を適正に行うべきもの

川崎市事務分掌規則(昭和47年規則第19号)第4条及び川崎市事務決裁規程(昭和41年訓令第8号)第5条によると、定められた限度額を超える契約については、財政局資産管理部契約課へ契約依頼しなければならないとされている。しかしながら、物品等について一括発注とすべきところ、分割して起案し、所管する部署で契約していた事例があった。物品購入等の契

約について適正に行われたい。

(市民・こども局こども本部こども家庭センター管理保護課、同しいのき学園、川崎、幸、宮前、麻生区役所こども支援室)

7 企画展の開催に関する決裁を適切に行うべきもの

岡本太郎美術館において平成24年10月から開催された「小野佐世男― モガ・オン・パレード」展の開催に関する決裁をみたところ、当該決裁は開催の前月に行われていたが、企画展の開催に必要な各種委託業務については、前年度から実施されていた。

企画展の開催を決定してから各種委託業務に着手されるべきものであることから、企画展の開催に関する決裁を適切な時期に行われたい。

(市民・こども局市民文化室岡本太郎美術館)

8 支出方法について検討すべきもの

各区役所で実施している平成23年度の地域子育て支援センター業務委託 に係る概算払精算書についてみたところ、精算を適正に行うための判断資料 としては不十分な事例があった。また、平成24年度に業務委託料の支出方 法を見直し、概算払から前金払に変更していることから、受託者から提出さ れた積算資料について確認したところ、債権金額が確定していない可能性の ある項目が含まれていた。

前金払は、債権者、債権金額とも確定している債務について、相手方の義務履行前又は給付すべき時期の到来前に支出するものであることを踏まえ、地域子育て支援センター業務の制度所管課を中心に当該委託料の支出方法について検討されたい。

(市民・こども局こども本部子育て施策部子育て支援課、全区役所こども支

援室)

9 負担金の精算を適正に行うべきもの

東京交響楽団のメンバーによる川崎市民コンサートに係る負担金は、東京 交響楽団との協定書において、負担金の対象とする経費は音楽費及び会場費 とされ、その支出方法は概算払とされている。

しかしながら、平成23年度の負担金の精算についてみたところ、負担金の対象となる経費が概算払された負担金を下回っていたが、その差額が精算されていなかった。負担金の精算を適正に行われたい。

(市民・こども局市民文化室)

10 補助金の交付事務を適正に行うべきもの

川崎市児童ファミリーグループホーム事業費補助金交付要綱によると、認定事業者に対し、児童ファミリーグループホームの運営管理に必要な経費として職員増配置経費を補助することとされている。

児童ファミリーグループホーム事業費補助金の申請書及び実績報告書をみたところ、職員増配置経費として補助の対象となる職員配置人数が補助額に対して少ないにもかかわらず、その確認が不十分のまま交付事務が行われたことにより、根拠書類と比べて1名分多い補助金が交付されていた。

当該1名分の補助金の交付については、勤務の実態があったことから交付金額に誤りはなかったところであるが、申請書及び実績報告書の内容を精査し、補助金の交付事務を適正に行われたい。

(市民・こども局こども本部こども支援部こども福祉課)

11 補助金の交付根拠を明確にすべきもの

川崎市産後家庭支援ヘルパー派遣事業では、産後に育児又は家事を行うことが困難な家庭に対して認定事業者がヘルパーを派遣し、川崎市産後家庭支援ヘルパー派遣事業実施要綱により、認定事業者に対して派遣に要した費用から利用者が支払った利用料を控除した額を補助金として交付している。

利用者が直前に利用を中止した場合の取扱いについてみたところ、利用者が支払う利用料についてはサービスを利用したものとみなして利用料を支払う旨の定めがあるものの、認定事業者に対して支払う補助金については明確な定めがない中でサービスを行った場合と同額の補助金を認定事業者に対して交付していた。

補助対象となる経費は交付要綱に規定すべき事項であることから、利用が 中止された場合の補助金の取扱いについて明確にされたい。

(市民・こども局こども本部子育て施策部子育て支援課)

12 企画展の図録を適切な時期に作成すべきもの

岡本太郎生誕100年「人間・岡本太郎」展は、前期は平成23年4月 16日から7月3日まで、後期は7月7日から9月25日までの会期で開催 された。

この企画展の図録を作成する業務である岡本太郎生誕100年企画「人間・岡本太郎」展印刷物制作業務をみたところ、図録の完成が7月26日となっていたため、それ以前に来館した観覧者が、その場で図録を購入することができない状況となっていた。

企画展の観覧者が来館時に図録を購入できるよう、適切な時期に作成されたい。

(市民・こども局市民文化室岡本太郎美術館)

13 借受財産の管理について検討すべきもの

川崎市財産規則(昭和39年規則第33号)第64条によると、市が借り 受けた不動産の管理については、公有財産の管理の規定を準用することとさ れている。

川崎市母子福祉センターサン・ライヴは、母子家庭等の生活の安定と自立を促進するとともに、母子家庭等の地域活動における中核施設としての役割を担い、本市における総合拠点として、母子寡婦福祉の増進を図ることを目的として設置されており、市が民間ビルの一部を借り受け、管理運営を財団法人川崎市母子寡婦福祉協議会に対して委託している。

当該財団は、法人本部事務室を同センター内に置き、当該委託事業の他に 自主事業等を行っているが、法人本部事務室部分について財産上の整理が明 確となっていなかった。

施設を運営する法人が、法人固有の事務に使用する場合における財産上の 整理及び費用負担の必要性について検討されたい。

(市民・こども局こども本部こども支援部こども福祉課)

14 消防用設備の管理を適切に行うべきもの

市民ミュージアム及び岡本太郎美術館において、消防用設備保守点検委託 契約により行われた平成23年度の点検の結果、不良とされた一部の消防用 設備について改修が行われておらず、24年度の点検の結果においても不良 とされていた。

市民等が来館する施設においてはその安全の確保が求められるものであり、 また、展示品等の保全を図るためにも、消防用設備の不良箇所に対しては速 やかに改修を行われたい。

(市民・こども局市民ミュージアム、市民文化室岡本太郎美術館)

15 指定管理施設の備品管理を適正に行うべきもの

指定管理者が管理運営を行う公設民営保育園(以下「指定管理保育園」という。)の備品管理については、平成22年度の包括外部監査において市の備品台帳と指定管理保育園の現物の不一致を指摘されているところである。指定管理保育園の管理運営については、平成23年度に市民・こども局こども本部から各区役所に移管されていることから、当該指摘事項に対する進捗状況について確認したところ、いまだ市民・こども局こども本部で確認作業を継続しており、改善には至っていなかった。

速やかに台帳と現物の不整合を是正されたい。なお、備品数が多く作業量が膨大となることから委託等の活用も検討されたい。

(市民・こども局こども本部保育事業推進部保育課)

16 図書カードの取扱いを適正に行うべきもの

南部地域療育センターにおいては、障害児への支援活動を行ったボランティアに対し、謝礼として図書カードを配布している。

この図書カードの取扱いについてみたところ、その払出しに際して事前に物品管理者の承認を受けておらず、ボランティアへ渡した日付や枚数についても確認できる証拠書類がないなど、不適切な取扱いが行われていた。また、当該図書カードの取扱いについては基準が設けられていたものの、その事務の引継ぎが行われていなかったことから、配布する対象者や金額については担当職員に委ねられている状態にあった。

職員により図書カードの取扱いが異なることのないよう基準について周知 徹底を図り、その取扱いを適正に行われたい。

(市民・こども局こども本部こども家庭センター南部地域療育センター)

17 各種団体の会計業務を適正に行うべきもの

本市職員が各種団体の所有に属する現金の会計業務に従事する場合には、 総務局が定めた基準である各種団体の会計業務に関する運用(以下「運用基 準」という。)に沿って行う必要がある。

本市職員が従事している各種団体の所有に属する現金の会計業務について みたところ、次のような事例があったため、運用基準にのっとり当該会計業 務を行われたい。

(1) 運用基準第4条で現金の出納に当たっては、各種団体から交付される指示書に基づかなければならないとされているが、指示書が作成されていなかった事例

(市民・こども局市民文化室岡本太郎美術館)

(2) 運用基準第6条で会計年度ごとに1回以上行わなければならないとされている局長による検査が行われていなかった事例

(市民・こども局市民生活部地域安全推進課、こども本部子育て施策部青 少年育成課)

(3)各種団体の郵送物の発送について、市の切手及び公文書発送業務を利用していた事例

(市民・こども局人権・男女共同参画室)

18 預り金の管理を適正に行うべきもの

しいのき学園では、利用者が施設生活を充実させるために行われる余暇活動に必要な費用として利用者から現金等を預かっており、その管理方法については「余暇活動費等預かり金取り扱い規定」で定めている。

同規定によると、出納責任者は、毎月末に保管責任者と管理責任者に対し

て預り金の管理及び保管状況について報告することとされているが、長期間 にわたりその報告が行われていない事例があった。また、保管責任者及び管 理責任者に報告が行われた場合の照合方法について、支出根拠となる領収証 等の確認が行われていなかった。

事故等の発生を防止する観点からも預り金の管理体制を見直し、適正に管理されたい。

(市民・こども局こども本部こども家庭センターしいのき学園)

19 その他改善を要するもの

改善措置を要するもののうち軽易な事項であるが、反復して発生している など再発防止に努めるべきものがあったので、財務関係法令等に基づき適正 な事務手続が行われるよう周知徹底を図られたい。

なお、その概要は次のとおりである。

(1) 調定事務を適正に行うべきもの

ア 非常勤職員の雇用保険料について、誤って調定したままとなっていた ことにより、滞納債権となっていた事例

(市民・こども局こども本部こども支援部こども福祉課、幸区役所こども支援室)

イ 児童養護施設等保護措置費負担金について年度区分を誤って調定して いた事例

(市民・こども局こども本部こども家庭センター北部児童相談所)

(2) 寄附金の収納事務を見直すべきもの

収納事務を行う権限を有していないが、ふるさと応援寄附金を現金で受 領していた事例

(市民・こども局こども本部子育て施策部こども企画課)

(3)領収書の取扱いを適正に行うべきもの 領収書の首標金額を訂正していた事例 (高津区役所こども支援室)

(4) 督促を適正に行うべきもの 未納の市施設のロケ使用料について督促状を発していなかった事例 (市民・こども局市民文化室)

(5) 折衝経過の記録を適正に行うべきもの

未納の保育所完全給食自己負担金について、折衝経過の記録が残されて いなかった事例

(市民・こども局こども本部保育事業推進部保育課)

(6) 不納欠損処分を適切に行うべきもの

時効により消滅した大山街道ふるさと館の使用料について、不納欠損処 分を行っていなかった事例

(市民・こども局市民文化室)

(7) 支払期限内に支出すべきもの

対価の支払時期を書面により明らかにしていない契約について、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)に基づき相手方の支払請求日から15日以内に支払をしていなかった事例

(市民・こども局こども本部保育事業推進部保育課、保育所整備担当、全 区役所こども支援室)

(8) 出張旅費を支給すべきもの

園児を医療機関に受診させ交通機関を利用して帰園した際に旅費を支給 していなかった事例

(幸、高津、宮前区役所こども支援室)

(9) 定期刊行物の年間購読を検討すべきもの

定期刊行物について、安価に購入できる年間購読としていなかった事例 (市民・こども局市民ミュージアム、市民文化室岡本太郎美術館)

(10) 契約書等の作成を適正に行うべきもの

ア 契約書又は請書に仕様書が添付されていなかった事例 (市民・こども局市民スポーツ室)

イ 保守業務を含む賃貸借契約について、契約書に保守業務に係る記載が されていなかった事例

(市民・こども局こども本部保育事業推進部保育課)

(11) 納品書を適正に保管すべきもの

購入した物品の納品書の多くを保管していなかった事例 (市民・こども局市民ミュージアム)

(12) 委託契約に係る履行を適正に確認すべきもの

ア 住居表示維持管理業務委託について街区表示板等の取付け前後の写真 が一部しか提出されていなかった事例

(市民・こども局区政推進部戸籍住民サービス課)

イ 証明書発行システム用端末等の賃貸借及び保守に関する契約について、 定期的な保守点検に係る報告書が提出されていなかった事例

(市民・こども局区政推進部戸籍住民サービス課)

ウ 川崎市北部地域療育センター通園バス運行業務委託契約について、履 行に係る報告が行われていなかった事例

(市民・こども局こども本部こども家庭センター北部地域療育センター)

(13) 備品管理を適正に行うべきもの

ア 不用処分を行っていなかったことにより、廃棄した備品が出納簿に登 載されていた事例 (市民・こども局区政推進部戸籍住民サービス課、市民文化室、市民ミュージアム、こども本部子育で施策部こども企画課、こども家庭センター中部児童相談所、同北部地域療育センター、同しいのき学園、川崎、宮前、麻生区役所こども支援室)

イ 所在不明となっていた事例

(市民・こども局市民生活部庶務課、市民スポーツ室、市民ミュージアム)

ウ 保管換えの手続が行われていなかった事例

(市民・こども局市民生活部庶務課、区政推進部戸籍住民サービス課、 シティセールス・広報室、市民スポーツ室、こども本部こども支援部こ ども福祉課、こども家庭センター中部児童相談所)

エ 備品票が貼付されていなかった事例

(市民・こども局市民生活部地域安全推進課、区政推進部戸籍住民サービス課、市民ミュージアム、市民文化室岡本太郎美術館)

オ 使用者及び使用区分の決定がされていなかった事例

(市民・こども局市民生活部地域安全推進課、シティセールス・広報室、市民文化室、こども本部子育で施策部こども企画課、同子育で支援課、こども支援部こども福祉課、こども家庭センター管理保護課、同中部児童相談所、同北部地域療育センター、同しいのき学園、川崎、幸区役所こども支援室)

カ 備品の使用者が変更されていなかった事例

(市民・こども局市民生活部庶務課、市民スポーツ室、こども本部こど も家庭センター中部児童相談所)

キ 寄附された備品について備品登録がされていなかった事例 (市民・こども局市民生活部庶務課) ク 廃棄予定の備品が使用中とされていた事例 (市民・こども局市民生活部庶務課)

ケ 出納簿への登録手続が漏れていた事例 (市民・こども局シティセールス・広報室)

(14) 消耗品の出納管理事務を適正に行うべきもの

ア 切手及び薬品について、総合財務会計システムによる管理がされてい なかった事例

(市民・こども局区政推進部戸籍住民サービス課、こども本部こども 家庭センター北部地域療育センター、同しいのき学園)

イ 印紙、切手及び共通利用券について、物品交付請求手続を行っていなかったことなどにより、出納簿と現存数が一致しなかった事例 (市民・こども局市民生活部市民協働推進課、市民文化室、市民ミュージアム、市民文化室岡本太郎美術館、こども本部こども支援部こども福祉課、同こども家庭課、こども家庭センター管理保護課、同北部児童相談所、同南部地域療育センター)

(15) 会計職員の任命手続を適正に行うべきもの

金銭出納員又は物品出納員を任命していなかった事例

(市民・こども局こども本部こども支援部こども家庭課、こども家庭センター管理保護課、同中部児童相談所、同北部児童相談所、同北部地域療育センター)

20 意見

今回の監査を通じて、次のような課題が認められたので、意見として付記 する。

指定管理料のあり方を検討すべきもの

指定管理者が管理運営を行う公設民営保育所(以下「指定管理保育園」という。) 15園の平成23年度の指定管理料についてみたところ余剰金があった。その中で、経営努力で生み出されたと認められる余剰金を指定管理者の収入とすることは制度の趣旨に合致するものである。

しかしながら、指定管理保育園の指定管理料は、指定管理者が選定時に提出した管理運営費の経費見積書に基づく基本料に加え、管理運営費で見込めないものについては年度協定に基づき追加料で支払うことができるように設定されている。

このような指定管理保育園の指定管理料の特性を踏まえると、収支差額により余剰金が発生した場合、そのまま指定管理者の収入とするのではなく、施設改修、労働環境の改善によるサービス向上など施設利用者へ還元することや、市に還元することについて検討する必要があると考える。

市は、余剰金が発生した場合の取扱基準等の必要性について検討することを望むものである。